### (2) 「分割案件」の確認状況

勧 告

出力 50kW 以上の太陽光発電設備については、電気事業法に基づく電気主任技術者の選任、工事着工前までの保安規程の届出等の安全規制がかかることなどから、本来であれば出力 50kW 以上の規模である太陽光発電設備を、同一の場所において出力 50kW 未満の太陽光発電設備に分割して認定を申請する案件が存在するといわれている。このため、経済産業省は、平成 26 年 4 月 1 日に到達した申請から、「発電事業者が特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするもの」(以下「分割案件」という。)については、認定をしないこととした(法第 6 条第 1 項第 1 号及び施行規則第 8 条第 1 項第 13 号)。

出力 50kW 未満の太陽光発電設備については、原則として、経済産業省 から委託を受けた一般社団法人太陽光発電協会の代行申請センター(以 下「JP-AC」という。) が経済産業省の経済産業局又は内閣府沖縄総 合事務局(以下「経済産業局等」という。)への電子申請を代行している ことから、初めにJP-ACが「分割案件」ではないことの確認を行い、 次に経済産業局等が同様の確認を行っている。JP-ACは、「分割案件」 のおそれがあると判断した場合には、当該「分割案件」の申請者に対し、 「分割案件」でないことを客観的に証する書類(以下「証拠書類」とい う。)の提出を依頼する、申請を取り下げた上で関連する発電設備をまと めて一つの発電設備として再申請するよう依頼するなどの措置(以下「特 段の理由の確認」という。)を講じている。一方、経済産業局等は、「分 割案件」のおそれがあると判断した場合には、自ら「特段の理由の確認」 を行う場合を除き、原則として、JP-ACに対して「特段の理由の確 認」をするよう依頼している。出力 50kW 未満の太陽光発電設備以外の発 電設備については、経済産業局が「分割案件」でないことの確認を行っ ている。経済産業省は、接続契約申込みを受けた電力会社が「分割案件」 のおそれがある発電設備を把握した場合には、経済産業局等に情報提供 を行うよう電力会社に協力を依頼している。

また、認定後の発電事業者の変更によって、「分割案件」と同様の状態が生じる場合があることから、変更の届出があった場合には、変更の届出たである経済産業局等が「分割案件」と同様の状態が生じないことの確認を行うこととしている。

今回、JP-AC及び内閣府沖縄総合事務局を除く調査対象 8 経済産業局における「分割案件」の確認状況等を調査したところ、以下のような状況がみられた。

説明図表番号

表 2-(1)-①
(再掲)

表 2-(2)-①、②、

(3)

表 2-(2)-④、⑤、

(6)

### ア JP-ACにおける確認状況

経済産業省は、「分割案件」に該当するか否かは、原則として、i) 実質的に同一の申請者から同時期又は近接した時期に複数の同一種類 の発電設備の申請があること及びii)当該複数の申請に係る土地が相 互に近接するなど実質的に一つの場所と認められることという二つの 基準により、判断することとしている。

この二つの基準によれば、①発電事業者名が同一かつ設備所在地が 同一の設備、②発電事業者名が同一かつ設備所在地が近接している設 備、③発電事業者名は同一ではないが、代表者名、発電事業者住所又 は設備名称が同一であり、かつ設備所在地が同一の設備、④発電事業 者名は同一ではないが、代表者名、発電事業者住所又は設備名称が同 一であり、かつ設備所在地が近接している設備、⑤発電事業者名の一 方が法人名であり、他方は法人代表者と同一の私人であり、かつ設備 所在地が同一又は近接している設備及び⑥発電事業者名等は異なる が、設備所在地の区画が連続している設備については、「分割案件」の おそれがあり、「特段の理由の確認」が必要であると考えられる。

また、平成 26 年 5 月から 11 月末までの間に 8 経済産業局に認定さ | 表 2-(2)-⑦、⑧ れた出力 30kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備 32,813 設備について、 当省が、「分割案件」のおそれがないか調査したところ、上記①から⑥ のいずれかに該当し、「分割案件」のおそれがあると考えられるものが 1,639 設備(5.0%) みられた。

JP-ACでは、これら 1,639 設備のいずれも「分割案件」のおそ れがあり、「特段の理由の確認」が必要であったとしているが、JP-ACにおける「特段の理由の確認」の実施状況を調査したところ、188 設備(11.5%)については証拠書類を確認しており、「分割案件」では ないと判断していたものの、残りの 1,451 設備(88.5%) については 「特段の理由の確認」を行っていない状況がみられた。

「特段の理由の確認」を行っていない理由について、JP-ACは、 経済産業局に代行申請するに当たって取りまとめた一定期間内の申請 については、「分割案件」のおそれがないかを確認しているが、これら 1,451 設備については申請時点が異なっていたこと等により、確認を行 っていなかったとしている。

このような確認方法を採っていたことから、これら 1,451 設備の中 には、JP-ACから「分割案件」のおそれがあるとの指摘を受けて 一旦申請を取り下げたものの、一定期間経過後に再申請し認定されて いる例(2設備)もみられた。

### イ 経済産業局における確認状況

### (7) 申請時の確認状況

表 2-(2)-② (再 掲)

表 2-(2)-(9)

JP-ACが「特段の理由の確認」を行っていない 1,451 設備に ついて、8経済産業局における確認状況を調査したところ、1,451 設備全てについて、JP-ACに対して「特段の理由の確認」をす るよう依頼等せずに認定している状況がみられた。

表 2-(2)-(8) (再掲)

「特段の理由の確認」をするよう依頼等せずに認定している理由 について、8 経済産業局は、JP-ACにおいて確認していると認 識しているためなどとしている。

表 2-(2)-10

なお、JP-ACが「特段の理由の確認」を行っていない 1,451 設備について、関東経済産業局及び九州経済産業局が改めて「分割 案件」に該当するか否かの確認を行ったところ、関東経済産業局認 定の 473 設備については、少なくとも 333 設備 (70.4%) が「分割 案件」のおそれがあり、残りは証拠書類を確認しなければ「分割案 件」のおそれがあるか否かを判断できないとしている。また、九州 経済産業局認定の404設備については、379設備(93.8%)が「分 割案件」のおそれがあり、残りは「分割案件」ではないとしている。 関東経済産業局及び九州経済産業局が「分割案件」のおそれがある とした計 712 設備のうち、524 設備 (73.6%) は出力 45kW 以上 50kW 未満となっている。

表 2-(2)-(1)

(イ) 変更届出時の確認状況

表 2-(2)-(12)

認定された太陽光発電設備の中には、申請時にJP-ACが「特 段の理由の確認」を行っていない 1,451 設備以外にも、認定後の発 電事業者の変更によって「分割案件」と同様の状態が生じたものの、 変更届出時に経済産業局が特段の理由の確認を行っていない例が みられた(6設備)。このうち、当省の指摘を受けて近畿経済産業局 が改めて「特段の理由の確認」を行った 2 設備については、「分割 案件」であると判断されている。

表 2-(2)-(3)

ウ 電力会社からの情報提供状況

J P-ACが「特段の理由の確認」を行わずに認定された 1,451 設 │表 2-(2)-@ 備について、電力会社から 8 経済産業局への「分割案件」のおそれが ある設備の情報提供状況を調査したところ、少なくとも 6 設備につい ては経済産業局への情報提供がなされている。このうち、2 設備につい ては調査対象経済産業局が「分割案件」であると判断して廃止届の提 出を依頼しており、残りの 4 設備については「分割案件」ではないと 判断している。

一方、1,451 設備の中には、当初、電力会社が「分割案件」のおそれ があると認識していなかったものの、当省の指摘を受けて電力会社が 改めて確認したところ、「分割案件」のおそれがあると認識した設備も みられた (8 設備)。

表 2-(2)-(15)

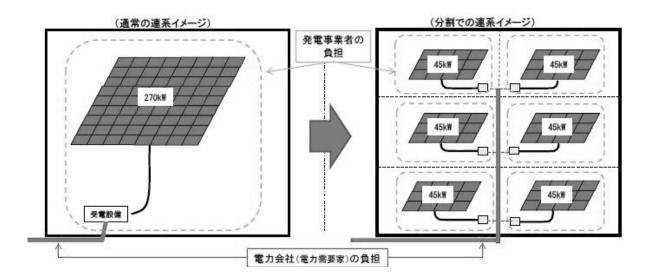
出力 50kW 以上の太陽光発電設備については、平成 26 年度から、認定後一定期間を経てもなお場所及び設備の決定が書類により確認できない場合には、原則として認定が失効する取扱いとしており、出力 50kW 未満の太陽光発電設備に分割して認定を申請することは、一定期間内の場所及び設備の確保義務の履行を回避することになることから、問題であると考える。

### 【所見】

したがって、経済産業省は、「分割案件」を防止するため、次の措置を 講ずる必要がある。

- ① 発電設備の認定に当たっては、当該認定に係る発電設備と既に認定した発電設備の情報の突合を強化するなどにより、発電事業者が特段の理由がないのに一の場所において複数の発電設備を設置しようとするものでないことの確認を徹底すること。
- ② 認定後の発電事業者の変更によって、発電事業者が特段の理由がないのに一の場所において複数の発電設備を設置することとなる場合があることから、変更の届出があった場合には、①と同様に、確認を徹底すること。

### 表 2-(2)-① 「分割案件」のイメージ図



(注)経済産業省の第1回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会(平成26年6月17日開催)の資料による。

### 表 2-(2)-② 「分割案件」に関する法令等

〇 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則 <抜粋>

(認定基準)

第8条 法第六条第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一~十二 (略)

- 十三 特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。
- 2 (略)

附 則(平成26年経済産業省令第19号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第八条第一項第十二号及び第十三号の規定は、この省令の施行の日以降に法第六条第一項の認定を申請した発電から適用し、同日前に同項の認定を申請した発電については、なお従前の例による。

固定価格買取制度の認定について、平成26年4月1日に到達した申請から、以下の通り

運用を開始します。

(略)

### 3. 分割案件の取り扱い

事実上、同一の事業地における大規模設備を意図的に小規模設備に分割した場合(以下「分割案件」という。)、①本来適用される安全規制の回避等による社会的不公平、②電力会社の設備維持管理コストの増加による、事業者間の不公平や電気料金への転嫁の発生、③不必要な電柱、メーター等の設置による社会的な非効率性の発生等の問題が発生することとなるほか、④今回新たに運用が開始される条件付き認定を回避することにもなります。

こうした問題は、原則として、発電事業の規模や事業採算性にかかわらず、分割により発生しうるため、一律に適用し、分割案件については、関連する該当発電設備をまとめて一つの認定申請案件とするなど、適正な形での申請を求めることとし、これに応じない場合は認定をしないものとします。

なお「一つの場所において複数の再生可能エネルギー設備を設置しようとするもの」 に該当するかどうかは、下記に沿って判断します。なお、下記に形式的に該当する場合 であっても、分割によって回避される法規制の有無、社会的非効率の発生の程度等を実 質的に評価し、分割案件に該当しないと判断する場合もあります。

- ・ <u>実質的に同一の申請者から、同時期又は近接した時期に複数の同一種類の発電設備</u> の申請があること
- ・ <u>当該複数の申請に係る土地が相互に近接するなど、実質的に一つの場所と認められること</u>

### 「3. 分割案件の取り扱い」に関する質疑応答について

Q1 今回の運用改正でどのようなことが変わるのか。

平成26年3月31日の省令改正により、新たな認定基準として、「特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。」が付け加えられました。これにより、事実上、同一の事業地における大規模設備を意図的に小規模設備に分割するような「分割案件」は、認定を行わないこととしました。

### Q2 分割案件を禁止する背景は何か。

事実上、同一の事業地における大規模設備を意図的に小規模設備に分割することにより、主として、以下に掲げる4つの問題が発生するため、これらを防止することを目的としています。

- ・本来、適用されるべき安全規制が実質的に回避されること
- ・本来、発電事業者側で手当てすべき接続に当たっての補機類の整備が、電力会社 側に結果的に転嫁され、特定原因者のための電気料金上昇を招く恐れがあること

- ・本来であれば、必要のない電柱や電力メーター等が分割接続のためだけに新たに 必要となること
- ・50kW以上の太陽光発電に課される土地及び設備の180日以内の確保義務等の履行逃れに悪用される恐れがあること
- Q3 分割案件とはどのようなものか。

分割案件に該当するか否かは、下記に沿って判断します。なお、下記に形式的に該当する場合であっても、分割によって回避される法規制の有無、社会的非効率の発生の程度等を実質的に評価し、分割案件に該当しないと判断する場合もありますのでご注意ください。

- ・実質的に同一の申請者から、同時期又は近接した時期に複数の同一種類の発電設備の申請があること
- ・当該複数の申請に係る土地が相互に近接するなど、実質的に一つの場所と認められること
- Q4 「分割」とは、大規模発電設備を低圧に分割する場合だけでなく、高圧に分割する場合も含まれるのか。

「一つの場所において複数の再生可能エネルギー設備を設置」する案件を対象としているため、低圧に分割する場合のみならず、高圧を高圧に分割するものや、特別高圧を高圧又は低圧に分割する場合も含まれます。

Q5 「実質的に同一の事業者」とは、どのような考え方で審査されるのか。

形式的に名義が異なる場合でも、認定の申請者、発電事業者、土地の所有者等の状況を勘案し、実態として同一の事業者が事業用地を分割して行っていると思われる案件については、「実質的に同一の事業者」とします。

Q6 実質的に同一の場所における事業を、複数の発電事業に分けて認定申請することは 認められないのか。

隣接若しくは近接している複数の事業地であって、総体としてみて実質的に一つの 事業地と捉えられる土地で行う発電事業を、実質的に同一の事業者が、複数の発電事 業に分割して申請(「分割申請」) することは認められません。

隣接若しくは近接する事業用地であっても、それぞれの事業用地の所有者が明らかに異なる場合は、「分割申請」には当たりませんが、会社員や親族の名義を利用するなど、明らかに「分割申請」を回避するために所有者を分けているとみなせるような場合は、実質的に同一の事業用地とみなしますのでご注意ください。

Q7 一旦、認定が取得できれば、分割案件ではなかったものとして将来的にも認定が揺らぐことはないか。

どのような認定であっても、認定後の時点で、認定基準が充足されなくなったと認められれば、認定が取り消される可能性があります。

分割案件の場合、例えば、認定のために、敢えて形態を変えて申請を行ったとして も、認定取得後に、軽微変更届出や変更認定申請の審査事務又は電力会社への事実確 認等を通じて、その時点で実質的に分割案件として事業が行われることと認められる 場合には、事後的に当該認定が取り消される可能性があります。

(注)下線は当省が付した。

### 表 2-(2)-③ 太陽光発電設備に関する主な安全規制

50kW以上の太陽光発電設備は、事業用電気工作物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第3項)として、主に以下の安全規制がかかる。

- 50kW以上~2.000kW未満の設備
  - 電気主任技術者の選任(電気事業法第43条)(注)外部委託が可能(電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条)
  - ・ 工事着工前までに保安規程の届出(電気事業法第42条)
- O 2,000kW 以上の設備
  - 電気主任技術者の選任(電気事業法第43条)
  - 工事着工30日前までに工事計画書の届出(電気事業法第48条、電気事業法施行規 則第65条)
  - ・ 工事着工前までに保安規程の届出(電気事業法第42条)
- (注)経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

### 表 2-(2)-④ 経済産業省がJP-ACへ委託している「再生可能エネルギー発電設備 の認定申請に係る代行申請等及びその関連業務」に係る委託費(実績)の 推移

(単位:千円)

平成 24 年度	25 年度	26 年度
97, 876	153, 982	391, 204

(注) 当省の調査結果による。

### 表 2-(2)-⑤ 経済産業省がJP-ACへ委託している「再生可能エネルギー発電設備 の認定申請に係る代行申請等及びその関連業務」の内容(平成 26 年度)

### 1. 事業名

平成 26 年度電気事業者の新エネルギー等利用における電子管理システム運用等業務 (再生可能エネルギー発電設備の認定申請に係る代行申請等及びその関連業務)

### 2. 事業の目的

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再エネ法」という。)の施行に伴い実施される固定価格買取制度の対象となる再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ設備」という。)のうち、その 出力が 50 k W未満の住宅用等太陽光発電設備(以下「住宅用等太陽光」という。)に係る設備認定申請等の代行申請等業務及びその関連業務を実施することを目的とする。

### 3. 事業内容

(1) 再エネ設備認定申請に係る代行申請業務

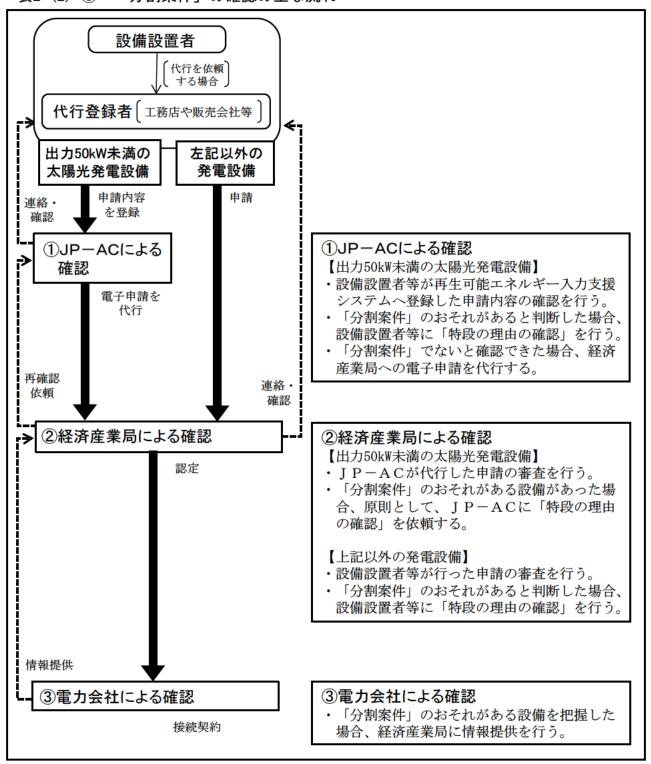
固定価格買取制度において買取対象となる再工ネ設備は国の設備認定を受けた設備とされている。住宅用等太陽光の設備認定申請件数は年間約80万件超(平成25年度実績見込み)程度の膨大な申請数となっている。そのため、申請形態は原則として申請者からの書面による申請ではなく、再エネシステムによる電子申請によることとし、設置者等がインターネット経由で当該システムにアクセスし設備認定申請内容を入力、データ登録した後に、当該登録データを基に設置者等から委任を受け設置者等に代わって設備認定申請手続等を行う者(以下、「代行申請者」という。)が設置者等に代わり申請手続等を代行することとしている。また、設備変更認定申請、軽微変更届出、廃止届出の申請等手続も同様に再エネシステムを通じて手続を代行することとしており、代行申請者は再エネシステムに登録された申請等データを審査、取りまとめ、遅滞なく電子政府の総合窓口(e-Gov)経由で電子申請により、各経済産業局に代行申請をする。

- ① 再エネシステムに入力・登録されている申請・届出データの確認 (略)
- ② 登録データ内容の審査

登録されているデータについて、入力内容に修正事項等がないか審査し、軽微な 修正であって代行申請者が修正可能なものについては、代行申請者が修正し、<u>それ</u> 以外の修正が必要な場合については申請者に内容の確認及び修正を求める。

- ③ メーカー名、形式名等の審査 (略)
- ④ 申請データのCSVファイル出力 (略)
- ⑤ 各経済産業局への電子申請の実施 (略)
- $(2) \sim (8)$  (略)
- (注)「平成 26 年度電気事業者の新エネルギー等利用における電子管理システム運用等業務(再生可能エネルギー発電設備の認定申請に係る代行申請等及びその関連業務)に関する委託契約書」から当省が抜粋したものであり、下線は当省が付した。

表2-(2)-⑥ 「分割案件」の確認の主な流れ



(注)経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

表 2-(2)-⑦ 「分割案件」のおそれがあるが、「特段の理由の確認」を行っていない 設備数

(単位:設備)

経済産業局名	平成 26 年 5 月から 11 月末までの間に 認定された 30kW 以 上 50kW 未満の太陽 光発電設備数	左のうち、 A:「分割案 が必要 <sup>*</sup> B: Aのうち っていた	である ちJP	と考え ーA(	とられ	る設備	讃数	理由	
北海道	303	A	11	4	0	0	2	0	17
経済産業局		В	11	2	0	0	2	0	15
東北	2, 030	A	16	16	4	0	6	0	42
経済産業局	2, 030	В	16	14	4	0	4	0	38
関東	10, 847	A	225	155	78	59	16	23	556
経済産業局		В	223	119	77	38	16	0	473
中部	0.100	A	75	56	16	19	8	0	174
経済産業局	3, 139	В	72	38	14	8	8	0	140
近畿	2.010	A	62	39	20	16	4	8	149
経済産業局	3, 018	В	60	34	20	14	4	0	132
中国	2 500	A	72	61	23	14	6	5	181
経済産業局	3, 508	В	70	47	23	14	6	3	163
四国	0.100	A	46	34	6	8	4	0	98
経済産業局	2, 100	В	46	24	6	6	4	0	86
九州	7,000	A	228	126	47	8	8	5	422
経済産業局	7, 868	В	226	112	47	6	8	5	404
<u> </u>	20, 010	A	735	491	194	124	54	41	1, 639
合計	32, 813	В	724	390	191	86	52	8	1, 451

### (注) 1 当省の調査結果による。

- 2 「平成26年5月から11月末までの間に認定された30kW以上50kW未満の太陽光発電設備数」 は平成27年1月6日時点の設備数であり、廃止された設備及び26年3月31日以前に到達した申請に係る設備は除く。
- 3 ①から⑥の区分については、後掲表 2-(2)-⑧参照。

### 表 2-(2)-® 「分割案件」のおそれがあるが、「特段の理由の確認」を行っていない 設備の例

### ① 発電事業者名が同一かつ設備所在地が同一の設備

発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電設備の所在地
株式会社A	В	C県D市E1丁目27-32	C県D市E1丁目27-31
株式会社A	В	C県D市E1丁目27-32	C県D市E1丁目27-31

### ② 発電事業者名が同一かつ設備所在地が近接している設備

発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電設備の所在地
株式会社F	G	H県I市J415-1	H県I市K2820
株式会社F	G	H県I市J415-1	H県I市K2820-1

# ③ 発電事業者名が同一ではないが、代表者名、発電事業者住所又は設備名称が同一であり、かつ設備所在地が同一の設備

発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電設備の所在地
L株式会社	M	N県O市P2-18	N県O市Q2019-13
S株式会社	M	N県O市P2-18	N県O市Q2019-13

# ④ 発電事業者名が同一ではないが、代表者名、発電事業者住所又は設備名称が同一であり、かつ設備所在地が近接している設備

発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電設備の所在地
有限会社R	S	T県T市U2-25-11	T県T市V4037
S		T県T市U2-25-11	T県T市V4038

# ⑤ 発電事業者名の一方が法人名であり、他方は法人代表者と同一の私人であり、かつ設備所在地が同一又は近接している設備

発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電設備の所在地
有限会社W	X	Y県Z市A189-12	Y県Z市D76-1
X		Y県B市C3-18-26	Y県Z市D76-1

### ⑥ 発電事業者名等は異なるが、設備所在地の区画が連続している設備

発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電設備の所在地
F		J県J市L区M町1527-4	Q県R市S2138-1
G		K県F市N町 2817	Q県R市S2138-2
Ι		J県J市O区P町4-51-3	Q県R市S2138-3

(注) 当省の調査結果による。発電事業者名等は記号化している。

表 2-(2)-(9) リアーACから「分割案件」のおそれがあるとの指摘を受けて一旦申請を取り下げたものの、一定期間経過後に再申請し認定されている例

管轄経済産業局名	内容
関東経済産業局	太陽光発電設備A及びBについては、下表のとおり、発電事業者名は同一でないものの発電事業者住所が同一であり、
	また、発電設備の所在地が近接していることから、JP-ACは「分割案件」のおそれがあると判断した。このため、J
	P-ACは、発電事業者に代わって申請を行った工務店に対し、同申請を取り下げた上で関連する発電設備をまとめて一
	つの発電設備として再申請するか、「分割案件」ではないことを客観的に証する書類を提出するよう依頼した。その結果、
	発電設備Bについては申請が取り下げられ、発電設備Aのみが認定された。他方、取り下げられた発電設備Bと同じ所在
	地にある発電設備B'が後日申請され、認定されている。この点について、JP-ACは、経済産業局に代行申請するに
	当たって取りまとめた一定期間内の申請についてのみ、「分割案件」のおそれがあるかを確認しているが、申請時点が異な
	っており確認対象とならなかったとしている。また、過去の確認記録と突き合わせた確認も行っていないとしている。
	e 全電影
	A       I       C県D市E1-4-22       49.5kW       C県F郡G町H1412番1         B(B')       J       C県D市E1-4-22       48.4kW       C県F郡G町H1413-1
中部経済産業局	太陽光発電設備Ⅰ及びJについては、下表のとおり、発電事業者名は同一ではないものの代表者名及び発電事業者住所
	が同一であり、また、発電設備の所在地も近接していることから、JP-ACは「分割案件」のおそれがあると判断した。
	このため、JP-ACは、発電事業者に対し、同申請を取り下げた上で関連する発電設備をまとめて一つの発電設備とし
	て再申請するか、「分割案件」ではないことを客観的に証する書類を提出するよう依頼した。依頼に基づき提出された書類
	により、発電設備I及びJの所在地の土地所有者は同一であることが確認され、その後、発電設備Jについては申請が取
	り下げられ、発電設備Ⅰのみが認定された。他方、取り下げられた発電設備Jと同じ発電事業者名、代表者名及び所在地
	の発電設備J,が後日申請され、認定されている。この点について、JP-ACは、経済産業局に代行申請するに当たっ
	て取りまとめた一定期間内の申請についてのみ、「分割案件」のおそれがあるかを確認しているが、申請時点が異なってお
	り確認対象とならなかったとしている。また、過去の確認記録と突き合わせた確認も行っていないとしている。
	名 代表者名 ※ 発電事業者住所 ※ 出力 ※ との ※ 発電設備の所在地 ※ 7. **********************************
	1

(注) 当省の調査結果による。発電事業者名等は記号化している。

表 2-(2)-⑩ 「分割案件」のおそれがある設備について、JP-ACに「特段の理由 の確認」を依頼しなかった理由

経済産業局名	「特段の理由の確認」を依頼しなかった理由
北海道経済産	JP-ACからの一定期間内の代行申請をまとめて審査する中で、「分割
業局	案件」のおそれがある設備を把握した場合にはJP-ACに「特段の理由
	の確認」を依頼しており、過去にいくつかの発電設備について依頼した実
	績がある。
	他方、既に認定した発電設備の情報と突合することなどは、JP-AC
	が行っていると認識していたため、行っていない。
東北経済産業	JP-ACによる確認が的確に行われていると考えているが、当局とし
局	ても発電設備の所在地が既に認定された設備と近接していないか等につい
	て留意しつつ確認を行っている。
関東経済産業	JP-ACからの一定期間内の代行申請について、発電設備の所在地が
局	隣接していないか、発電事業者が同一と考えられるものはないかを確認す
	るにとどまっている。
中部経済産業	JP-ACからの一定期間内の代行申請をまとめて審査する中で、所在
局	地の隣接等の確認を行っている。
	他方、既に認定した発電設備の情報と突合することなどは、JP-AC
	が行っていると認識していたため、行っていない。
近畿経済産業	JP-ACからの一定期間内の代行申請について、所在地の地番が同一
局	又は近接しているものはないか、発電事業者が同一と考えられるものはな
	いか確認している。その結果、平成26年7月2日から12月26日までの間
	にJP-ACから代行申請があった設備のうち、96 設備については「分割
	案件」のおそれがあるとしてJP-ACに「特段の理由の確認」を依頼し
	た。その結果、37設備については「分割案件」であるとしてJP-ACが
	申請の取下げを依頼している。
	他方、既に認定した発電設備の情報と突合することなどは行っていない。
中国経済産業	50kW 未満の太陽光発電設備に係る「分割案件」の確認については、原則 J
局	P-ACが行っていると認識しているが、審査過程で疑義のある案件について
	は確認を行っている。
四国経済産業	JP-ACからの一定期間内の代行申請について、「分割案件」のおそれ
局	があるものの確認を行っている。
	他方、既に認定した発電設備の情報と突合することなどは、JP-AC
	が行っていると考えているため、行っていない。
九州経済産業	JP-ACからの一定期間内の代行申請について、同一事業者及び同一所
局	在地がないか確認している。
	他方、既に認定した発電設備の情報と突合することなどは行っていない。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-(2)-① 「分割案件」のおそれがあると認めた設備数

(単位:設備、%)

経済産業局名	区分		1	2	3	4	(5)	6	合計
710.011	J	P-ACが「特段の理由の確認」	223	119	77	38	16	0	473
明 古 奴	を	行っていない設備数							(100.0)
関東経		「分割案件」のおそれがあると認	223	32	70	8	0	0	333
済産業局		めた設備数							(70.4)
间		「分割案件」のおそれがあるか否		87	7	30	16	0	140
		か不明とした設備数							(29.6)
	J	P-ACが「特段の理由の確認」	226	112	47	6	8	5	404
± ₹▼	を行っていない設備数								(100.0)
九州経		「分割案件」のおそれがあると認	226	112	35	0	6	0	379
済産業局		めた設備数							(93.8)
		「分割案件」ではないとした設備	0	0	12	6	2	5	25
		数							(6. 2)

<sup>(</sup>注)1 当省の調査結果による。

### 表 2-(2)-⑫ 「分割案件」のおそれがあると認めた 712 設備の出力別内訳

(単位:設備、%)

経済産業局名	出力 30kW 以上 45kW 未満	出力 45kW 以上 50kW 未満	うち出力 49kW 以上 50kW 未満	計
関東	85	248	194	333
経済産業局	(25. 5)	(74. 5)	(58.3)	(100.0)
九州	103	276	222	379
経済産業局	(27. 2)	(72.8)	(58.6)	(100.0)
合計	188	524	416	712
TH TH	(26. 4)	(73. 6)	(58. 4)	(100.0)

<sup>(</sup>注) 当省の調査結果による。

<sup>2</sup> ①から⑥の区分については、前掲表 2-(2)-⑧を参照。

# 表 2-(2)-(3) 認定後の発電事業者の変更によって「分割案件」と同様の状態が生じたものの、変更届出時に経済産業局が「特段の 理由の確認」を行っていない例

	管轄経済					<del>[</del>	
済   海   T   T	産業局名					八谷	
済   漢   T   T     回   線   級 だ   2 名   第 日 日   日 日   日 日   日 日   日 日   日 日   日 日   日 日   日 日   日 日   日 日   日 日   日 日   日 日 日   日 日 日   日 日 日   日	関東経済	太陽光発電調	設備について	、下表のとおり、	認定後の発電	事業者の変更によっ	って「分割案件」と同様の状態が生じたものの、関東
済 ※ T T D	産業局	経済産業局は、	変更届出時	に「特段の理由の	)確認」を行っ	ていない。	
済   下		発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電出力	発電設備の所在地	
済   D		丁株式会社	ഥ	東京都K区K1-7-		S県H市F193-1	
済 ③ 後が いを 離 エ ロ		T株式会社	ഥ	東京都K市K1-7-		S県H市F195-1	
③   ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	近畿経済		<b>室業局による</b>	確認狀況			
総経済産業局は、変更届出時に「特段の理由の確認」を行っていない。  ② 関西電力株式会社による情報提供状況 同社は、接続契約申込時には、発電事業者名が異なっていたため、「分割案件」のおそれがあると認識し後、当省の指摘を踏まえ、改めて確認したところ、近畿経済産業局への変更届出により発電事業者の変更が同一となっていることが判明したため、「分割案件」と同様の状態が生じたと認識している。なお、平成 27 年3月中旬頃に電力系統への接続工事が予定されていたため、同年3月11日に近畿経済商いる。同局は、関西電力株式会社からの情報提供を受け、「分割案件」と判断し、「分割案件」の状況を解注を指導している。  経電事業者名 発電事業者住所 発電出力 発電設備の所在地	産業局	太陽光発	<b>電設備につい</b>	て、下表のとおり	、認定後の発	電事業者の変更に。	よって「分割案件」と同様の状態が生じたものの、近
(②) 関西電力株式会社による情報提供状況 同社は、接続契約申込時には、発電事業者名が異なっていたため、「分割案件」のおそれがあると認識し 後、当省の指摘を踏まえ、改めて確認したところ、近畿経済産業局への変更届出により発電事業者の変更が が同一となっていることが判明したため、「分割案件」と同様の状態が生じたと認識している。 なお、平成 27 年 3 月 中旬頃に電力系統への接続工事が予定されていたため、同年 3 月 11 目に近畿経済角 いる。同局は、関西電力株式会社からの情報提供を受け、「分割案件」と判断し、「分割案件」の状況を解消 を指導している。 発電事業者名 発電事業者住所 発電出力 発電設備の所在地 日 C県D市E740-1 49.5km C県D市G町H122番1 日 C県D市E740-1 49.5km C県D市G町H122番1		幾経済産業月	司は、変更届	出時に「特段の選	<b>目出の確認」を</b>	行っていない。	
同社は、接続契約申込時には、発電事業者名が異なっていたため、「分割案件」のおそれがあると認識し 後、当省の指摘を踏まえ、改めて確認したところ、近畿経済産業局への変更届出により発電事業者の変更が が同一となっていることが判明したため、「分割案件」と同様の状態が生じたと認識している。 なお、平成 27 年 3 月 中旬頃に電力系統への接続工事が予定されていたため、同年 3 月 11 日に近畿経済度 いる。同局は、関西電力株式会社からの情報提供を受け、「分割案件」と判断し、「分割案件」の状況を解消 を指導している。  - 発電事業者名 発電事業者住所 発電出力 発電設備の所在地 田 C県D市E740-1 49.5km C県D市G町H122番1  - 日 C県D市E740-1 49.5km C県D市G町H122番1			朱式会社によ	る情報提供状況			
後、当省の指摘を踏まえ、改めて確認したところ、近畿経済産業局への変更届出により発電事業者の変更が が同一となっていることが判明したため、「分割案件」と同様の状態が生じたと認識している。 なお、平成 27 年 3 月 中旬頃に電力系統への接続工事が予定されていたため、同年 3 月 11 日に近畿経済産 いる。同局は、関西電力株式会社からの情報提供を受け、「分割案件」と判断し、「分割案件」の状況を解消 を指導している。 発電事業者名 発電事業者住所 発電出力 発電設備の所在地 日 C県D市E740-1 49.5kW C県D市G町H122番1		同社は、表	妾続契約申込	、時には、発電事業	<b>き者名が異な</b> つ	ていたため、「分割	川案件」のおそれがあると認識していなかった。その
が同一となっていることが判明したため、「分割案件」と同様の状態が生じたと認識している。         なお、平成 27 年3月中旬頃に電力系統への接続工事が予定されていたため、同年3月11日に近畿経済度いる。         を指導している。         発電事業者名 発電事業者住所 発電出力 発電設備の所在地 H         日 C県D市E740-1 49.5kW C県D市G町H122番1         H       C県D市E740-1 49.5kW C県D市G町H122番1		後、当省の非	指を踏まえ	、改めて確認した	こところ、近畿	経済産業局への変見	見届出により発電事業者の変更がなされ、発電事業者
なお、平成 27 年 3 月 中旬頃に電力系統への接続工事が予定されていたため、同年 3 月 11 日に近畿経済度 いる。同局は、関西電力株式会社からの情報提供を受け、「分割案件」と判断し、「分割案件」の状況を解消 を指導している。         発電事業者名       発電事業者住所       発電出力       発電設備の所在地 発電設備の所在地         H       C県D市E740-1       49.5kW       C県D市G町H122番1         H       C県D市E740-1       49.5kW       C県D市G町H122番1		が同一となっ	っていること	が判明したため、	「分割案件」 {	と同様の状態が生じ	いたと認識している。
とおろ。       「おおおよりをはないる。       発電事業者名 発電事業者住所 発電出力 発電設備の所在地		なお、平成	た27年3月中		への接続工事が	ゴ予定されていたた	.め、同年3月11日に近畿経済産業局に情報提供して
いる。       発電事業者住所       発電出力         C県D市E740-1       49.5kW         C県D市E740-1       49.5kW		いる。同局は	は、関西電力	株式会社からの情	育報提供を受け、	、「分割案件」と判	断し、「分割案件」の状況を解消するよう発電事業者
発電事業者住所発電出力C県D市E740-149.5kWC県D市E740-149.5kW		を指導してい	.75.				
C県D市E740-1       49. 5kW         C県D市E740-1       49. 5kW		発電事業者名	発電事業者	発電	発電設備の	)所在地	
C県D市E740-1 49.5kW		Н	C県D市E7			H122番	
		Н	C県D市E7	. 4		H122番1	

	近畿経済	近畿経済 ① 近畿経済産業局による確認状況	産業局による	,確認狀況			
•	産業局	太陽光発	電設備につい	いて、下表のとおり、	認定後の系	8電事業者の変更に.	太陽光発電設備について、下表のとおり、認定後の発電事業者の変更によって「分割案件」と同様の状態が生じたものの、近
		幾経済産業	局は、変更届	畿経済産業局は、変更届出時に「特段の理由の確認」を行っていない。	中の確認」を	を行っていない。	
		② 関西電力	株式会社によ	関西電力株式会社による情報提供状況			
		同社は、	接続契約申辽	は時には、発電事業	者名が異ない	っていたため、「分割	同社は、接続契約申込時には、発電事業者名が異なっていたため、「分割案件」のおそれがあると認識していなかった。その
		後、当省の	指摘を踏まえ	、改めて確認した。	ところ、近畿	<b>終経済産業局への変</b> り	後、当省の指摘を踏まえ、改めて確認したところ、近畿経済産業局への変更届出により発電事業者の変更がなされ、発電事業者
		が同一とな	っていること	が判明したため、	「分割案件」	と同様の状態が生し	が同一となっていることが判明したため、「分割案件」と同様の状態が生じたと認識している。今後、近畿経済産業局に情報提
		供を行う予定である。	定である。				
		発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電出力	発電設備の所在地	
		株式会社S	Y	N県U市O415-1	49.5kW	49.5kW N県U市O2820	
		株式会社S	Y	N県U市O415-1	49.5kW	49.5kW N県U市O2820-1	

(注) 当省の調査結果による。発電事業者名等は記号化している。

表 2-(2)-値 電力会社からの情報提供状況

経済産業局名	電力会社からの情報提供状況
北海道経済	北海道電力株式会社(以下「北海道電力」という。)から情報提供を受けた
産業局	実績はない。
	(参考) [当省が北海道電力から聴取した情報提供状況]
	北海道経済産業局に情報提供を行った実績はない。
	ただし、平成 26 年秋頃に、接続契約申込みがあった 2 案件 5 設備(出力は
	いずれも 49.0kW 程度)について現地確認を行った際、「分割案件」のおそれ
	があったため、発電事業者に確認を行ったところ、接続契約申込みを取り下
	げたため、情報提供を行わなかった。
東北経済産	東北電力株式会社(以下「東北電力」という。)から情報提供を受けている。
業局	東北電力が現地確認を行った際、別個に接続契約申込みのあった発電設備
	が隣接している等の実態が判明した場合には、「分割案件」のおそれがあると
	して情報提供が行われている。その場合、発電事業者に連絡し、「特段の理由
	の確認」を行っている。
	今回、総務省から、「分割案件」のおそれがあり、「特段の理由の確認」を
	行うことが必要であったと考えられる設備として示された 38 設備のうち、2
	設備については、東北電力から「分割案件」のおそれがあるとして平成26年
	冬に情報提供があったため、発電事業者に「特段の理由の確認」を行い、「分
	割案件」に該当しないと判断している。_
関東経済産	東北電力、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)又は中部電力株
業局	式会社(以下「中部電力」という。)から情報提供を受けている。
	平成 27 年 3 月 18 日までの間に、東京電力から 194 件、中部電力から 8 件
	及び東北電力から 2 件の「分割案件」のおそれのある設備について情報提供
	があり、情報提供があった全案件について、発電事業者に連絡し、「特段の理
	由の確認」を行っている。
中部経済産	中部電力から情報提供を受けている。
業局	平成27年2月2日までの間に、中部電力から「分割案件」のおそれのある
	15 設備について情報提供を受けており、現在調査中の 5 設備を除く 10 設備に
	ついては、設備認定情報や図面等により「分割案件」の該当性の確認を行い、
	8設備については「分割案件」に該当しないと判断したが、2設備については
	「分割案件」に該当するとして、一方の設備の廃止届を提出させた。
	今回、総務省から、「分割案件」のおそれがあり、「特段の理由の確認」を
	行うことが必要であったと考えられる設備として示された140設備のうち、2
	設備については、中部電力から「分割案件」のおそれがあるとして平成26年
	10月29日に情報提供があったため、設備認定情報及び図面等で詳細を確認
\L &K &\\ \\	し、「分割案件」に該当しないと判断している。
近畿経済産	関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)又は北陸電力株式会社(以

### 業局

下「北陸電力」という。)から情報提供を受けている。

平成 26 年 12 月末までの間に、関西電力から「分割案件」のおそれのある 10 設備について情報提供を受けており、このうち 4 設備については、申請者 が同一である等の理由から「分割案件」と判断し、当該申請者に対して、「分割案件」を構成する発電設備のいずれか一方は稼働できない旨連絡している。 また、残りの 6 設備については、「分割案件」ではないと判断している。

さらに、平成 26 年 12 月末までの間に、北陸電力から「分割案件」のおそれのある 12 設備について情報提供を受けており、当該設備の申請者に対して、「分割案件」を構成する発電設備のいずれか一方は稼働できない旨連絡している。

# 中国経済産 業局

中国電力株式会社(以下「中国電力」という。)から情報提供を受けている。 平成27年1月15日までの間に、中国電力から「分割案件」のおそれのある58設備について情報提供を受けており、このうち43設備については、確認の結果、「分割案件」に該当すると判断して、一部の設備の廃止届の提出を依頼している。

今回、総務省から、「分割案件」のおそれがあり、「特段の理由の確認」を 行うことが必要であったと考えられる設備として示された 163 設備のうち、2 設備については、中国電力から「分割案件」のおそれがあるとして情報提供 があった 58 設備に含まれている。この 2 設備については、確認の結果、「分 割案件」に該当すると判断して、2 設備のいずれか一方の廃止届の提出を依頼 している。

## 四国経済産 業局

四国電力株式会社(以下「四国電力」という。)から情報提供を受けている。 平成27年2月末までの間に、四国電力から「分割案件」のおそれのある33 組の設備について情報提供を受けており、現在調査中の17組の設備を除く16 組の設備について「分割案件」該当性の確認を行っている。確認の結果、9 組については「分割案件」に該当しないと判断し、7組については各組において認定設備が1設備だけになるよう残りの設備について廃止届を提出させている。

# 九州経済産 業局

九州電力株式会社(以下「九州電力」という。)から情報提供を受けている。 平成27年2月4日までの間に、九州電力から「分割案件」のおそれのある 23件の情報提供を受けており、現在調査中の4件を除く19件のうち9件については「分割案件」に該当すると判断し、廃止届を提出させている。

(注) 当省の調査結果による。

# 当省の指摘を受けて、「分割案件」のおそれがあると電力会社が認識した例 表 2-(2)-低

管轄経済産業局名					内容	
近畿経済産業局	① 近畿経済	近畿経済産業局による確認∜	<b>忍状況</b>			
	太陽光発	太陽光発電設備について、	'	、認定後の	<b>裕電事業者の変</b>	下表のとおり、認定後の発電事業者の変更によって「分割案件」と同様の状態が生じたも
	のの、近畿約	のの、近畿経済産業局は、変更届出時に	変更届出時に「	特段の理由の	「特段の理由の確認」を行っていない。	ていない。
	② 関西電力核	関西電力株式会社による情報提供状況	青報提供状況			
	同社は、接	<b>经続契約申込時</b>	こは、発電事業を	皆名が異なっ	ていたため、「	同社は、接続契約申込時には、発電事業者名が異なっていたため、「分割案件」のおそれがあると認識していなかった。
	その後、当省	当省の指摘を踏まえ、		したところ、	近畿経済産業局	改めて確認したところ、近畿経済産業局への変更届出により発電事業者の変更がなされ、
	発電事業者力	3同一となってい	ハることが判明	したため、「	分割案件」と同	発電事業者が同一となっていることが判明したため、「分割案件」と同様の状態が生じたと認識している。
	なお、平成	<b>於27 年3 月中</b> 旬	1頃に電力系統~	への接続工事	が予定されてい	平成 27 年 3 月中旬頃に電力系統への接続工事が予定されていたため、同年 3 月 11 日に近畿経済産業局に情報
	提供している	5。同局は、関	西電力株式会社	からの情報	是供を受け、「分	提供している。同局は、関西電力株式会社からの情報提供を受け、「分割案件」と判断し、「分割案件」の状況を解消す
	るよう発電事	るよう発電事業者を指導してい	ている。			
	発電事業者名	発電事業者住所	所 発電出力	発電設備の所在地	の所在地	
	Н	<b>C県D市E740-1</b>	1 49.5kW	C県D市G町H122番	「H122番	
	Н	C県D市臣740-1	1 49.5kW	C県D市G町H122番	「H122番1	
近畿経済産業局	① 近畿経済	近畿経済産業局による確認が	<b>忽状況</b>			
	太陽光発電	太陽光発電設備について、	'	、認定後の多	<b>裕島 おいり 水温 おり 水温 </b>	下表のとおり、認定後の発電事業者の変更によって「分割案件」と同様の状態が生じたも
	のの、近畿窓	のの、近畿経済産業局は、変更届出時に	変更届出時に「	特段の理由の	「特段の理由の確認」を行っていない。	ていない。
	② 関西電力核	関西電力株式会社による情報提供状況	青報提供状況			
	同社は、接	<b>经続契約申込時</b> (	こは、発電事業	皆名が異なっ	ていたため、「	同社は、接続契約申込時には、発電事業者名が異なっていたため、「分割案件」のおそれがあると認識していなかった。
	その後、当省	その後、当省の指摘を踏まえ、		したところ、	近畿経済産業局	改めて確認したところ、近畿経済産業局への変更届出により発電事業者の変更がなされ、
	発電事業者力	3同一となってい	ハることが判明	したため、「	分割案件」と同	発電事業者が同一となっていることが判明したため、「分割案件」と同様の状態が生じたと認識している。今後、近畿経
	済産業局へ	済産業局へ情報提供を行う予定である。	予定である。			
	発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電出力	発電設備の所在地	型
		ī				

	株式会社S	Y	N県U市O415-1	49.5kW	N県U市O2820	
	株式会社S	Y	N県U市O415-1	49.5kW	№県∪市02820-1	
近畿経済産業局	関西電力が接	<b>系統契約申込</b>	時においては「分割	割案件」のま	られがあると認識して	関西電力が接続契約申込時においては「分割案件」のおそれがあると認識していなかった太陽光発電設備について、当
	省の指摘を受け	て、同社が	改めて確認したとこ	13、下表の	とおり、発電事業者が同	省の指摘を受けて、同社が改めて確認したところ、下表のとおり、発電事業者が同一と判明したため、同社は「分割案件」
	のおそれがあると認識している。	と認識して		圣済産業局へ	今後、近畿経済産業局へ情報提供を行う予定である。	ある。
	発電事業者名	代表者名	発電事業者住所	発電出力	発電設備の所在地	
	株式会社R	S	丁県U市V町170-2	2 49.5kW	丁県U市V町 2759-1	
	株式会社R	S	丁県U市V町170-2	2 49.5kW	丁県U市V町2760	
近畿経済産業局	関西電力が接	統契約申込	み時に発電事業者な	いら両区画を	分断する道路があると即	関西電力が接続契約申込み時に発電事業者から両区画を分断する道路があると聴き取っていたため、「分割案件」のおそ
	れがあると認識	kしていなか	った下表の太陽光	発電設備にて	いて、当省の指摘を受	れがあると認識していなかった下表の太陽光発電設備について、当省の指摘を受けて、同社が改めて地図で設備の所在地
	を確認したとこ	. ろ、両区画	を分断する道路が	ないことが半	明したため、同社は「	を確認したところ、両区画を分断する道路がないことが判明したため、同社は「分割案件」のおそれがあると認識してい
	る。今後、近畿	経済産業局	今後、近畿経済産業局へ情報提供を行う予定である。	予定である。		
	発電事業者名	発電事業者住所	者住所 発電出力	¥	発電設備の所在地	
	X	Z府A市B1-2-16	31-2-16 49. 5kW		C県D市E422-1,422-2,423-2,423-3	
	X	Z府A市B1-2-1	31-2-16 49. 5kW		C県D市E423-2, 423-4, 423-6	
						1

(注) 当省の調査結果による。発電事業者名等は記号化している。